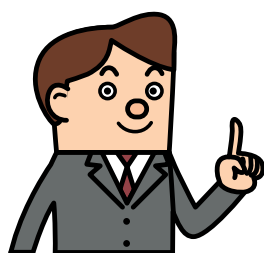


ご存じですか？ 所得税の還付。

「家を建てた」「長期間入院した」等の大きなお金の出入りばかりではありません。意外にも、下記のようなちょっとしたとき、税務署へ「確定申告」をすれば、税金が還ってくる場合があります。



あなたやご家族はどうでしょうか？

ケース1

友人に頼まれて、雑誌記事の執筆を手伝い年間で15万円の原稿料をもらった。

ケース2

年の途中で退職し、3カ月間のブランクの後、現在、再就職先に勤務している。

ケース3

歯の治療を行ったが、その治療費が1年間合計で20万円もかかった。

ケース4

空巣に入られ、現金や貴金属類を盗まれてしまった。

ケース5

通勤に使用している自家用車が盗まれてしまった。

ケース6

年末に子どもが生まれた。

ケース7

子どもが骨折で合計2週間ほど入院・通院した。

ケース8

妻がパートで働いて収入があったが、年末調整をしていない。

確定申告(還付申告)のポイントは裏面に！



押さえておきたい「還付申告」のポイント

ケースによって還ってくる金額は変わりますので、あてはまる項目をご確認ください。

ケース1

サラリーマンの副収入20万円以下は 申告不要

作家以外の原稿料・モニターの謝礼など、給与以外の副収入は雑所得に分類されます。ただし、給与の収入金額が2,000万円以下の人で、副収入による所得(収入-必要経費)が20万円以下の場合は確定申告は不要です。もし副収入から源泉徴収されていて税金が取り戻せるときは確定申告をした方が有利です。

ケース2

年収が減れば所得税も減ります

給与への課税は、1年間継続して毎月同じくらい収入があると想定して源泉徴収されています。転職や退職でその後の年収が想定した金額より少なくなる場合、確定申告をすれば、ほとんどのケースで税金が還ってきます。

ケース3

ケース6

ケース7

年間10万円以上は 医療費控除が適用になります

子どもが生まれたり、歯の治療をしたりして、10万円以上(保険金補填金額等を除いた金額)医療費を支払った場合、確定申告をすると一定の金額の所得控除を受けることができ、税金が還ってくる場合があります。これは世帯を合算したもので、生計を一にする配偶者や子どもの医療費控除の対象になります。

ケース4

ケース5

雑損控除に該当する場合があります

災害や盗難にあって被害を受けた(住宅や家財に被害を受けた)場合、雑損控除の適用対象になる場合があります。

ケース6

年末調整に扶養控除が反映されて いないことがあります

配偶者や子供を扶養している場合、配偶者控除や扶養控除が受けられます。これらは12月31日の状況をもとに控除されるので、年末に出産等家族の異動があった場合、12月の下旬に行われる年末調整には反映されていないことがあります。

ケース8

所得税がかからない場合もあります

パート等の給与から所得税が源泉徴収されていて、年末調整をしていない場合、確定申告すれば税金が戻ってくる場合もあります。また、昨年の収入が103万円以下の場合、所得税はかかりません。

そのほかにもこんな場合には、確定申告で税金が還ってくる場合があります。

住宅ローンで家を建てた。

年末調整で、配偶者控除や
生命保険料控除・損害保険料控除の
記載もれがあった。

株式の配当を受けたが、
源泉徴収された税金が
本来の税額より多い。

国や地方公共団体等に
寄付をした。

確定申告のスケジュール

2月16日～3月15日までに
申告を行なう。



問題がなければ、
約3カ月後に還付されます。

詳しくはお近くの税務署にご相談ください。

2006年8月現在の制度・法律等をもとに作成しています。今後、改正などにより変更されることがあります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都中央区銀座5-3-16 〒104-0061
URL: <http://www.tmn-anshin.co.jp>

< 生命保険についてのご相談・お問い合わせは >
総合カスタマーセンター(お客様相談窓口)
TEL: 0120-016-234

お問い合わせ時間: 月～金 9:00～18:00(祝日等、当社休業日を除く)



TOKIO MARINE
NICHIDO

MILLEA GROUP